

(写)

令和3年11月25日

新宿区長

吉住 健一様

新宿区特別職報酬等審議会

会長 濱田 一成

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

令和3年11月25日付け3新総総総第1732号により諮問があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会	長	濱	田	一	成
会	長職務代理者	渡	辺	芳	子
委	員	井	元		毅
委	員	大	崎	秀	夫
委	員	小	畑	通	夫
委	員	桑	原	公	平
委	員	鱒	沢	信	子
委	員	松	川	英	夫
委	員	六	田	文	秀

## 答 申

新宿区特別職報酬等審議会は、令和3年11月25日、新宿区特別職の期末手当の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公正かつ公平な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

本年10月の月例経済報告（内閣府）では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。」と指摘しており、我が国の景気の先行きは、依然として不透明な状況である。

一方、区の財政状況は、令和2年度決算では、実質単年度収支が8年連続の黒字となったものの、新型コロナウイルス感染症対策等として、6年ぶりに財政調整基金の取り崩しを行うなど、厳しい財政運営が見込まれる。また、経常収支比率は84.0%と前年度から2.5ポイント悪化し、区の財政構造はさらに硬直化の度合いを高めている。

一般職員の給与改定については、本年の特別区人事委員会勧告では、特別給の公民較差を解消するため、期末手当を0.15月引き下げる内容となっており、労使協議の結果、令和4年3月に支給する分から実施される予定である。

特別職の報酬は、その職務内容や社会的責任の重さ、区政を取り巻く社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならない。我が国の社会経済情勢は依然として不透明であり、一般職員の給与について特別区人事委員会から減額の勧告が出ていること等を勘案すると、特別職も一般職員と同様の減額措置を講ずることが妥当であると判断する。ついては、特別職の期末手当の支給月数を、別表のとおり令和4年3月に支給する分から0.15月引き下げることを妥当であると考えている。

最後に、区長や議員等の特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、区は引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束後も視野に入れ、安全で安心な区民生活を一日も早く取り戻すことを最重要課題とするとともに、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

(別 表)

1 区長、副区長、教育長、常勤の監査委員及び議会の議員期末手当の年間支給  
月数

区 分	現行	改定後	改定内容
期末手当	3. 0 5月	2. 9 0月	▲0. 1 5月

2 改定の実施時期

令和4年3月に支給する分から